

# 児童扶養手当のしおり

## 【児童扶養手当とは】

ひとり親家庭の児童、父又は母が重度障害の状態にある家庭の児童が、心身ともに健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立を助ける目的で支給される手当です。

手当は児童が18歳となり、最初に迎える3月分まで支給します。

※対象児童に一定以上の障がいがある場合は20歳まで支給となります。(特別児童扶養手当との併用受給)

## 1 児童扶養手当を受けることができる方

- 児童を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母
- 児童を監護し、かつ生計を同じくしている父
- 児童を父または母に代わって養育（児童と同居し、監護かつ生計を維持）している人

上記のいずれかに該当し、かつ、対象児童が次の①～⑧にあてはまる場合に手当を請求できます。

- |    |     |                                     |
|----|-----|-------------------------------------|
| ①離 | 婚   | 父母が婚姻を解消した児童                        |
| ②死 | 亡   | 父又は母が死亡した児童                         |
| ③障 | 害   | 父又は母が政令で定める程度の障害の状態（4ページの別表参照）にある児童 |
| ④生 | 死不明 | 父又は母の生死が明らかでない児童                    |
| ⑤遺 | 棄   | 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている、または父母ともに不明な児童 |
| ⑥拘 | 禁   | 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童              |
| ⑦未 | 婚   | 母が婚姻によらないで出産した児童                    |
| ⑧D | V   | 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童           |

◆次のような場合には手当を受け取ることができません

### 児童が

- ①日本国内に住所を有しないとき
- ②児童福祉施設への入所、又は里親に委託されているとき
- ③父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父又は母が一定の障害がある場合を除く）
- ④手当請求者ではない父又は母と生計を同じくしているとき（父又は母が一定の障害がある場合を除く）

### 父、母、養育者が

- ①日本国内に住所を有しないとき
- ②父または母が事実上の婚姻関係にあるとき（父又は母が一定の障害がある場合を除く）
- ③住民票上の住所と生活の実態がある住所が一致しない場合（DV等のやむを得ない場合を除く）

◆児童、父、母、養育者が公的年金等（遺族・障害・老齢・労災の各種年金、遺族補償など）を受け取ることができる  
とき、公的年金等の月額が児童扶養手当月額より低い場合は、差額分を受給することができます。

（児童が他者の受給する公的年金等の子加算対象となっている場合も含む。）

※令和3年3月の国民年金関係法の改正に伴い、障害基礎年金1級または2級を受給している方は、次ページ記載の所得額に、前年中に受給した非課税年金所得を加算して児童扶養手当月額を計算し、年金の児童加算額の月額と手当月額の差額分を受給することができるようになりました。

## 2 所得による支給制限

請求者本人及び生計を共にする扶養義務者（祖父母・両親・兄弟姉妹・子・孫）、孤児等の養育者の前年の所得が次の限度額以上の場合、その年度（11月から翌年10月まで）の手当の一部または全部が支給停止となります。

### ◆所得制限限度額表

扶養親族等の人数	請求者本人		配偶者、扶養義務者、孤児等の養育者等
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人目以降	1人ごとに38万円加算	1人ごとに38万円加算	1人ごとに38万円加算
加算額	① 70歳以上の老人扶養親族1人につき10万円 ② 16～22歳までの扶養親族1人につき15万円		老人扶養親族1人につき6万円（扶養親族が老人のみの場合は2人目から）

### ◆所得額の計算方法

$$\text{所得額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費} - 10\text{万円} + \text{養育費の8割} - 8\text{万円} - \text{諸控除}$$

※所得額は、収入（総支給額）、養育費、扶養控除の人数など、全て前年の状況を基に算定します。

※国民年金法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、令和3年度の所得申告より、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合は、その合計所得額から10万円を控除することになりました。

令和4年11月～令和5年10月の手当を決める場合、令和3年1月1日～令和3年12月31日の状況を見ます。

（例）令和3年中の給与収入が120万円の母と、児童1人（令和3年中は前夫の扶養のため、母の扶養としては0人）、養育費と諸控除なしの世帯が、令和5年4月から手当をもらえるよう申請した場合。

$$\text{所得額} = \text{給与収入} - \text{給与所得控除} - \text{給与/年金所得控除} - \text{養育費} - \text{社会保険料} - \text{諸控除}$$

$$\text{所得額} = 120\text{万円} - 55\text{万円} - 10\text{万円} + 0\text{円} - 8\text{万円} - 0\text{円} = 47\text{万円}$$

所得制限限度額表より、扶養0人の全部支給限度額49万円を下回っているため、全部支給となります。

### ◆諸控除一覧表

障害者控除	270,000円	配偶者特別控除	地方税法で控除された相当額
特別障害者控除	400,000円	雑損控除	
勤労学生控除	270,000円	医療費控除	
寡婦（夫）控除 ※	270,000円	小規模企業共済等掛金控除	
ひとり親控除 ※	350,000円		

※ただし、請求者が児童から見て父または母である場合を除く。

### 3 手当の支払日

認定されると請求した月の翌月分から手当が支給されます。

対象月	11・12月分	1・2月分	3・4月分	5・6月分	7・8月分	9・10月分
支払日	1月11日	3月11日	5月11日	7月11日	9月11日	11月11日

※支払日が土日祝祭日にあたる場合、直前の金融機関営業日が支給日となります。

### 4 手当月額 〈令和5年4月1日現在〉

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	44,140円	44,130円～10,410円
2人	上記に10,420円を加算	上記に10,410円～5,210円を加算
3人以上	3人目からは1人増えるごとに6,250円を加算	3人目からは1人増えるごとに6,240円～3,130円を加算

#### ◆一部支給の計算式

対象児童1人の場合 44,130円－【(所得額－全部支給の所得限度額)×0.0235804】…①

対象児童2人の場合 ①+② 10,410円－【(所得額－全部支給の所得限度額)×0.0036364】…②

対象児童3人以上の場合 ①+②+③×(対象児童－2人) 6,240円－【(所得額－全部支給の所得限度額)×0.0021748】…③

※網掛け部分は下1桁を四捨五入する。

※ただし、年金を受給されている場合や児童が年金の加算対象となっている場合は所得制限とは別に年金額に応じて児童扶養手当の一部または全額が支給停止となります。(児童扶養手当法第13条の2) 万が一、手当支給後に年金受給が判明した場合や遡及して年金受給となった場合は、以降の支給額を減額、または市に対して返還していただくこととなります。

### 5 受給開始後の手当額の減額について (受給者が父又は母の場合)

◆児童扶養手当は次の①②③のいずれかにあてはまる場合、半額となります。

①手当の支給開始月の初日から起算して5年を経過

②手当の支給要件に該当することになった日の属する月の初日から起算して7年を経過

③認定請求日に3歳未満の児童を監護している場合、3歳に達した月の翌月の初日から起算して5年を経過

※ただし、必要書類の提出により、次のいずれかの状況にあることを確認できる場合は半額となりません。

- |                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| (1) 働いている、または就職活動をしている    | (2) 身体または精神に障害がある       |
| (3) 疾病または負傷により、働くことが困難である | (4) 子供や家族の介護で働くことが困難である |

### 6 手当を受給中に必要となる主な届出

現況届	受給者全員が毎年8月中に提出します。提出がない場合は11月以降の手当が受けられません。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。
額改定届・請求書	対象児童に増減があった場合に提出します。
各種変更届	住所・氏名・金融機関の変更、所得の修正申告、公的年金の受給又は申請したとき、所得の高い扶養義務者と同居又は別居したときなど、状況に変動があった場合に提出します。
障害認定届	児童に一定の障害がある場合、必要書類を提出することで、20歳を迎えるまで手当を受給できる場合があります。(特別児童扶養手当との併用受給)

## 7 手当を受ける資格がなくなる場合

次の場合には手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。

受給資格が無いにもかかわらず受給された手当は全額返還していただくことになります。

(偽りや不正な手段で手当を受けた者は児童扶養手当法第35条の規定により罰せられます)

- ①婚姻 受給者が婚姻したとき（ひとり親の場合）。
- ②事実婚 受給資格者が異性と同居した場合、または同居がなくても異性の頻りに定期的な訪問があり、かつ定期的な生計費の補助を受けているとき。  
※異性とは法律上婚姻が可能な者をいいます。
- ③非監護 対象児童を養育・監護しなくなったとき（施設入所、里親委託、児童が婚姻又は事実婚となった場合を含む）。
- ④死亡 受給資格者または対象児童が死亡したとき。
- ⑤遺棄解除 遺棄されていた児童の父または母から、児童の安否を気遣う電話や手紙での連絡、仕送り等があり、遺棄の状態でなくなったとき。
- ⑥出所 拘禁されていた父又は母が出所したとき。
- ⑦年齢到達 児童が18歳となり最初に迎える3月31日、または、一定の障害のある児童が20歳を迎えたとき。
- ⑧その他 児童扶養手当を受けることができる方（1ページの1に規定）に該当しないとき。

### 別表 父または母の障害の程度

①両眼の視力の和が0.04以下のもの

★①視覚障害の基準については令和4年4月1日より  
基準が変わりました。

②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

③両上肢の機能に著しい障害を有するもの

④両上肢のすべての指を欠くもの

⑤両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの

⑦両下肢を足関節以上で欠くもの

⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

⑩精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

⑪傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

★視覚障害の基準変更後（R4.4.1以降）

イ. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

ロ. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

ニ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

那覇市役所 子育て応援課 児童家庭グループ

TEL 098-861-6951（内線2557・2558・2574）